

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び当該年度以降の

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
道路照明灯ＬＥＤ化事業 (平成26年度)	183,600	平成26年度から 令和2年度まで	87,289
防犯灯ＬＥＤ化事業 (平成28年度)	388,901	平成28年度から 令和2年度まで	99,676
住民記録システム再整備事業 (平成28年度)	337,260	平成28年度から 令和2年度まで	208,749
小中学校エアコン設置事業 (平成28年度)	1,684,800	平成28年度から 令和2年度まで	246,191
文化創造アトリエ指定管理料 (平成29年度)	200,801	平成29年度から 令和2年度まで	118,995
児童センター指定管理料 (平成29年度)	322,203	平成29年度から 令和2年度まで	191,828
博物館指定管理料 (平成29年度)	538,293	平成29年度から 令和2年度まで	315,230
市民会館指定管理料 (平成30年度)	671,581	平成30年度から 令和2年度まで	264,569
産業文化センター指定管理料 (平成30年度)	691,490	平成30年度から 令和2年度まで	252,549
扇台福祉作業所指定管理料 (平成30年度)	189,409	平成30年度から 令和2年度まで	74,916
黒須保育所指定管理料 (平成30年度)	541,244	平成30年度から 令和2年度まで	160,914
農村環境改善センター指定管理料 (平成30年度)	115,300	平成30年度から 令和2年度まで	45,906
体育施設指定管理料 (平成30年度)	801,978	平成30年度から 令和2年度まで	317,523
老人福祉センター指定管理料 (令和元年度)	246,840	令和元年度から 令和2年度まで	49,368
市役所整備（ＰＦＩアドバイザー）事業 (令和2年度)	38,500	令和2年度	
学童保育事業 (令和2年度)	27,690	令和2年度	
図書館分館指定管理料 (令和2年度)	772,295	令和2年度	
地区体育施設等指定管理料 (令和2年度)	227,465	令和2年度	

についての前年度末までの支出額
支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和3年度から 令和7年度まで	79,625				79,625
令和3年度から 令和10年度まで	211,754				211,754
令和3年度から 令和4年度まで	85,269				85,269
令和3年度から 令和13年度まで	1,275,092				1,275,092
令和3年度から 令和4年度まで	80,784				80,784
令和3年度から 令和4年度まで	129,136				129,136
令和3年度から 令和4年度まで	216,327				216,327
令和3年度から 令和5年度まで	102,900				102,900
令和3年度から 令和5年度まで	415,650			38,263	377,387
令和3年度から 令和5年度まで	113,688				113,688
令和3年度から 令和5年度まで	313,516	28		41,800	271,688
令和3年度から 令和5年度まで	69,300			8,650	60,650
令和3年度から 令和5年度まで	482,064			56,317	425,747
令和3年度から 令和6年度まで	197,472				197,472
令和3年度から 令和4年度まで	38,500				38,500
令和3年度	27,690	7,780		4,956	14,954
令和3年度から 令和7年度まで	772,295				772,295
令和3年度から 令和7年度まで	225,569				225,569

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく補償（特別小口無担保無保証人・小口特別）	県信用保証協会が行う保証債務額から保険金を控除した額の2分の1の額及び利子		
埼玉県信用保証協会との損失補償契約に基づく補償（創業支援資金）	県信用保証協会が行う保証債務額から保険金を控除した額の5分の1の額及び利子		

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
契約締結の日から 資金利用者が借入 資金返済完了まで	限度額に同じ				限度額に同じ
契約締結の日から 資金利用者が借入 資金返済完了まで	限度額に同じ				限度額に同じ